

第1部 総 論

第1章 琵琶湖の総合保全のための新たな取組

はじめに

琵琶湖は、400万年の歴史を有する古代湖で、近畿はもとより国民にとって貴重な水資源であるとともに、文化的にも歴史的にも重要な湖であり国家的な財産です。

県ではこれまで、マザーレイク21計画に基づき琵琶湖の総合保全対策を進めてきました。

水環境問題に対しては下水道整備等に取り組んできました結果、琵琶湖に流入する負荷は確実に削減されておりますが、それに見合う顕著な水質の改善がみられてはおりません。また、生態系の面では、水草の異常繁茂とそれに伴う水質の悪化や外来魚の繁殖などの影響も新たな課題となっています。

こうした課題に対応し、琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するためには、面源対策を含めた汚濁負荷の更なる削減と、琵琶湖が本来有する自然の力の再生など、更なる取り組みが求められています。

そこで、『琵琶湖森林づくり県民税』や『ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例』など新たな対策を取りまとめました。

1 琵琶湖森林づくりの展開 —滋賀の新たな森林づくり—

県土のおよそ2分の1を占める森林は、琵琶湖の水を育み、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

かつては、森林と人が深く関わり、また林業が活発に行われることにより森林の手入れが行われ、その結果として森林の多面的な機能が発揮されてきました。

しかし、様々な社会経済情勢による林業の不振やライフスタイルの変化に伴い、手入れが行き届かず荒れた森林が増えています。このまま放置すれば、森林の多面的な機能が損なわれ、保水力低下、土砂災害、地球温暖化、生き物の生息環境変化など、私たちの暮らしに大きな影響をもたらすことが心配され

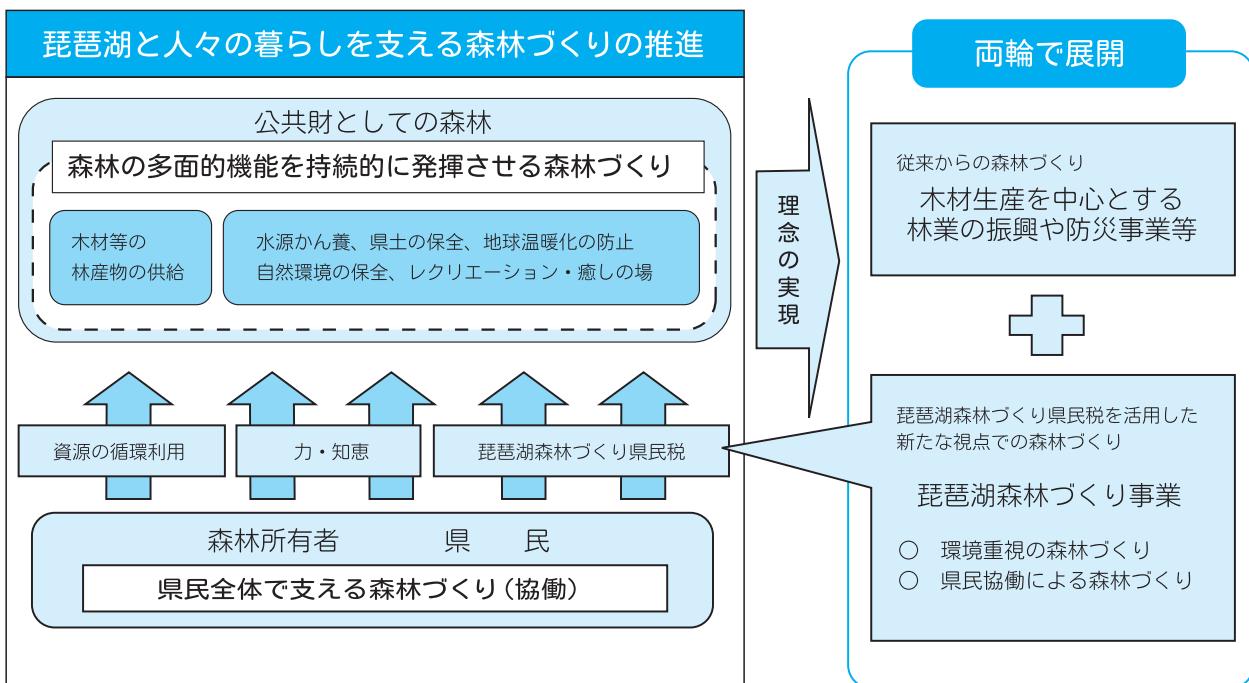
ています。

そこで本県は、これらの課題を解決するとともに、緑豊かな森林を守り育て、健全な姿で未来に引き継ぐために、平成16年(2004年)4月に「琵琶湖森林づくり条例」を施行するとともに、同年12月には、同条例の理念の実現に向け、"琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進"を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定しました。本計画は、「環境に配慮した森林づくりの推進」「県民の協働による森林づくりの推進」「森林資源の循環利用の促進」「次代の森林を支える人づくりの推進」の4つの基本施策のもとで、手入れ不足森林を解消して森林の多面的機能を持続的に発揮させるとともに、その恵みを受ける県民全体で森林づくりを進めようというものです。

さらに、平成18年4月からは県民の皆さんに「琵琶湖森林づくり県民税」を新たにご負担いただき、木材生産とは異なる新たな視点に立った森林づくりにも取り組んでいます。その取り組みは、大きく分けて2つの柱からなります。一つは針葉樹と広葉樹が混じり合った環境林への転換や里山林の整備など「環境を重視した森林づくり」です。もう一つは、森林の恩恵を受ける全ての人々が森林づくりに参加する「県民協働による森林づくり」です。

今後は、間伐等の森林整備や病虫害対策、林道等の基盤整備、治山事業による山地災害防止、森林組合などの担い手対策、県産材の積極的利用など、従来からの林業振興や防災を中心とする森林づくりに加えて、「琵琶湖森林づくり県民税」を活用した森林づくりとの両輪によって、森林・林業施策を開発することとしています。

これらの森林づくりは、琵琶湖を守り、自然と人間が共生する真に豊かな生活を実現することにつながります。本県のすばらしい環境を後世にまで残していくために、県民の皆さん一人ひとりが湖国の森林づくりについて考え、様々な立場から積極的に森林づくりにご参加いただくことを期待しています。



2 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

ーいきものと人間の共生に向けた

豊かな地域社会の実現ー

滋賀県には1万種を超えるといわれる在来の野生動植物種が生息・生育しており、こうした本県の豊かな生物の多様性を将来の世代へと引き継いでいくために、平成18年(2006年)3月30日に「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定しました。条例では、野生動植物との共生について、基本理念を定めるとともに、「希少野生動植物種の保護対策」、「外来種対策」および「野生鳥獣種対策」を3つの柱とする施策を推進し、野生動植物との共生が図られる県土づくりを目指すことにしています。

このため、これらの実現に向けた取組を総合的・計画的に推進するための基本計画を策定し、さらにこの基本計画に即して野生動植物の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想を策定することにしています。基本計画については平成18年度に策定し、長期構想は平成19年度を目指す予定です。

この条例の3つの柱の1つ目は、希少野生動植物種の保護を図る施策です。県内の希少野生動植物種のうち、特にその保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物種として指定します。指定された希

少野生動植物種は、捕獲等が原則として禁止されます。また、希少野生動植物種を保護する上で生息・生育に重要な区域を生息・生育地保護区として指定します。指定区域内において建築物の新・増改築や宅地の造成をしようとする場合には、届出が必要となります。さらに、希少野生動植物種調査監視指導員を各地域に配置して希少野生動植物種に関する調査や監視、啓発等を行うこととします。

2つ目の柱は、外来種対策の推進です。県内に本来の生息・生育地を有する野生動植物の種とその性質が異なることにより、県内において生態系、人の生命身体または農林水産業に被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来種を指定外来種として指定します。指定外来種の飼養、栽培等に当たっては、届出が必要となります。また、指定外来種は、野外に放つこと、植えること等が禁止されるほか、販売業者には、購入者に対して飼養等の方法や生態系への影響について説明をすることが義務付けられています。これらの指定希少野生動植物種および指定外来種については、平成18年度に最初の指定を行いました。

3つ目の柱は、野生鳥獣種（有害鳥獣）対策の推進です。野生鳥獣種のうち、農林水産業または生活環境に係る被害を及ぼしている種で、長期的な観点から特に対策が求められるものを指定野生鳥獣種として指定することとしており、平成18年7月19日に

ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマおよびカワウの5種を指定しました。指定された種については、人馴れを防止し、農林水産業等への被害をくい止めるため、餌付けが禁止されています。この指定野生鳥獣種に対しては、県、関係行政機関、地域住民等からなる指定野生鳥獣種地域協議会等での検討を基に地域ぐるみの対策を総合的・計画的に推進することとします。



ハリヨ



カワウ

ない場合、平成22年には、10.5%増加すると予測されています。

(2) 温室効果ガスの削減目標

我が国は、京都議定書において、温室効果ガスの排出量を平成20年(2008年)から平成24(2012年)年の間に6%削減(1990年比)することを目標に掲げています。

本県においては、国の目標達成計画に掲げられた施策が確実なものとなるよう、積極的な温暖化対策を推進する必要があります。このことから、現在、滋賀県で取り組んでいるしが新エネルギー導入戦略プランなどの既存計画の推進により164万t-CO₂、京都議定書目標達成計画の滋賀県域での取り組みにより98万t-CO₂の合計262万t-CO₂を削減することにより、新たな削減目標を平成22年において、9%削減(1990年比)することとしました。

3 滋賀県地球温暖化対策推進計画 －地球温暖化対策を進めるために－

人類が石油や石炭などの化石燃料を大量に消費することによって、温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、「地球温暖化」が進行します。

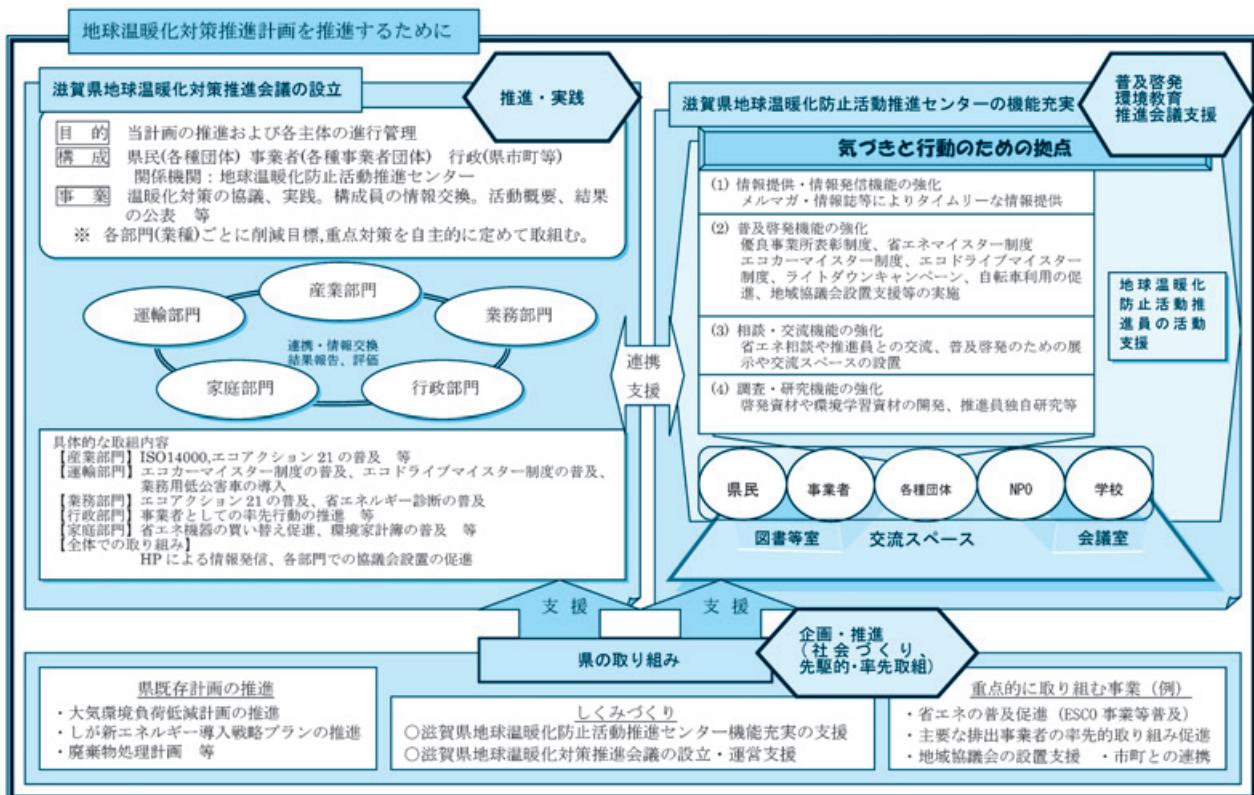
地球温暖化が進行すると、海面の上昇や気候の変化による暑い日の増加、台風や集中豪雨の増加、さらに農作物の収穫減少やマラリアなどの感染症の流行など多くのリスクが生じるおそれがあります。

滋賀県では、平成15年(2003年)3月に「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を策定しましたが、平成17年2月の京都議定書発効を受けて、国が策定した京都議定書目標達成計画の施策と県内産業等の最新の状況を考慮し、推進計画を改定しました。

(1) 滋賀県の温室効果ガス排出量の現状および将来推計

平成16年(2004年)に実施した調査によると、本県の温室効果ガスの排出状況は、平成14年が13,470千t-CO₂で、基準年の平成2年の排出量13,423千t-CO₂に対して約0.4%の増加となりました。しかし、県人口の増加や自動車保有台数の増加、景気の回復による社会経済活動の活発化等により、対策を取ら

既存計画等による取組	164万 t-CO ₂	
1. 大気環境負荷低減条例に基づく「大気環境負荷低減計画」の推進	60万 t-CO ₂	
2. 「しが新エネルギー導入戦略プラン」の推進	24万 t-CO ₂	
3. 「滋賀県廃棄物処理計画」等の推進	9万 t-CO ₂	
4. 電気事業者による原単位の削減	13万 t-CO ₂	
5. 滋賀県の森林吸収	58万 t-CO ₂	
目標達成計画に基づく主要な取組	98万 t-CO ₂	
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー・省資源行動の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型家電製品等の選択 ・環境にやさしい買い物 ・省エネルギー行動の徹底 ○環境に配慮した自動車利用 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> 15万 t-CO₂ 3万 t-CO₂ 5万 t-CO₂
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○低公害車の導入促進等(運輸部門) ○建築物の省エネ性能の向上 ○トップランナー基準による機器の効率向上 ○その他(エネルギーマネジメントシステムの導入等) 	<ul style="list-style-type: none"> 28万 t-CO₂ 16万 t-CO₂ 7万 t-CO₂ 19万 t-CO₂
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○既存計画の推進 ○地球温暖化対策の総合的推進 ○社会基盤の整備等の推進 ○パートナーシップによる地球温暖化防止活動の推進 ○環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> (164万 t-CO₂)
合計 262万 t-CO₂ (1990年比 - 9 %)		



(3) 取り組みの基本姿勢

計画の推進に当たっては、県民、事業者、行政といったすべての主体が、それぞれの役割に応じて協働しながら、総力を挙げて温室効果ガスの削減に向けて取り組みを進めることとしています。

(4) 地球温暖化対策を推進するために

温暖化対策を推進するための、次の事業・しくみづくりに取り組みます。

- 大気環境負荷低減計画の推進や、しが新エネルギー導入戦略プランなどの既存計画を着実に推進することに加え、一層の省エネルギーの普及促進に取り組むこととします。
- 産業界やNPO、行政等が連携を図りながら、それぞれ自主的な取り組みがされるよう新たな組織体制として「滋賀県地球温暖化対策推進会議」を設立します。
- 温室効果ガスの排出削減のためには、県民自らが重要性を意識して生活様式を転換することが大切であり、そのための普及啓発を強化、推進するため、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを気づきと行動のための拠点と位置付けて、その機能充実を図ることとします。

4 琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

－いつまでも健やかな琵琶湖のために－

琵琶湖周辺では、湖岸道路や湖岸緑地の整備とアウトドアブームを背景に、湖岸におけるバーベキューや水上オートバイ、バスフィッシングなど琵琶湖の利用形態が多様化するとともに、利用者数の増加、利用者の意識の変化などが生じたことにより、プレジャーboroによる騒音問題や迷惑駐車、ゴミの放置、湖岸の植生の損傷、外来魚の生態系への影響など、様々な問題が新たに発生してきています。

レジャー活動に伴うこれらの様々な問題については、これまでには「マナー」の向上・改善により解決されるべき課題として、広報や啓発活動を中心に取組を進めてきましたが、こうした取組だけでは解決に至らないことから、レジャー利用に関わる代表者と有識者による琵琶湖適正利用懇話会を設置し、平成14年(2002年)3月に提言をいただきました。

この提言を踏まえ、琵琶湖のレジャー利用について、琵琶湖の自然環境やその周辺の生活環境にできる限り負荷を与えないという理念を掲げ、プレジャーboroの航行に伴う騒音問題と水質への影響に関する規制や生態系保全に向けた取組などを具体的に規定した「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に

する条例」（レジャー条例）を平成14年10月に制定し、条例に基づく施策を実施してきました。

もとより、400万年の歴史を有する琵琶湖は、未来からの大切な預かりものであり、琵琶湖の環境を健全な姿で次の世代へと引き継いでいくことは、私たちに課せられた重大な責務です。

こうした考えに立って、平成17年度には、レジャー条例について、これまでの課題と成果について点検・検討を行いました。その結果、琵琶湖ととの共生の実現に向けて、琵琶湖レジャー利用の適正化に向けた取組をさらに前進させるため、①外来魚が琵琶湖や内湖以外の水域でも広く生息し、釣りが行われていることから、外来魚の再放流（リリース）禁止適用水域を県下全域へ拡大すること、②騒音から保全すべき対象の例示として、従来の住居集合地域、病院、学校に加えて「保養施設」を追加するとともに、自然環境保全の観点から、水鳥の生息環境の保全のために必要な水域を航行規制水域として指定できるようにすること、③プレジャーボートの利用の適正化に関しマリーナ等と協定を締結し、プレジャーボートの管理強化を進めることによる環境対策型エンジンへの確実な転換の促進、④地域の住民、レジャー利用者、事業者等によるレジャー利用の適正化に関する地域協定制度（ローカルルール）の創設の4点を主な内容とする条例の改正が平成18年3月に行われたところです。

琵琶湖を取り巻く状況は依然として厳しく、水質の保全、水源のかん養、自然環境、景観の保全それぞれに、なお多くの課題があります。この条例改正を受けて、琵琶湖ととの共生という基本理念の下、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図り、琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全のため、さまざまな取組について有機的に連携を図りながら、市町、地域住民や利用者等各層が協働して取り組んでいくことが求められています。

5 琵琶湖・環境科学研究センター －琵琶湖と滋賀の環境に関する試験研究の推進－

琵琶湖と本県の環境に関わる試験研究は、今後一層、その対象を湖沼自体から流域全体に視点を広げ、自然と人間が豊かに共生する持続可能な社会の形成に向けた政策提言に結びつく研究の展開が期待されてい

ます。したがって、今後の試験研究においては、科学的な現象解明研究から総合解析的な政策分析研究までを一連のものとして考えることが不可欠となります。

このような新たな展開に対応するため、「滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター」は平成17年（2005年）6月に開設しました。

本センターは行政課題や社会ニーズを反映できる試験研究の機能と情報収集・交換、成果の発信等に関するシステムの構築によって、政策展開と幅広い県民の取組を支援できる試験研究の中核拠点として、貢献していきます。

○ 3つの方針

（1）試験研究の深化と展開

琵琶湖と滋賀の環境についての調査研究を継続発展させ、センターの各専門分野の総力を結集します。関連基礎情報を集約しつつ、行政課題、社会ニーズに対応するため、政策提言につながる研究成果の総合化と解析を展開します。



▲センター外観



▲セミナー開催(琵琶湖の水環境を考える)

（2）知見の集積と情報機能の充実・発展

環境問題の複雑・多様化に鑑み、科学的知見を集積するため、国・県内外の試験研究機関と連携します。また、これまで集積した試験研究成果をはじめ、内外の環境情報を集約した環境情報システムを構築し、琵琶湖と滋賀の環境に関する環境情報センターを目指します。

（3）開かれたセンターとしての展開

環境問題は地域社会との関わりが強いため、県民

と情報交換を図りながら試験研究を推進します。広報誌を活用した広報活動や、県民の環境保全活動を科学的・技術的側面から支援するセミナー、海外の研究者との研究交流や世界の湖沼比較研究に資する知見の発信を行います。

○ 3つの研究分野

(1) 資源循環型社会の構築

大量生産、大量消費社会の課題等を明らかにし、滋賀の循環型社会像を提示し、また、県民参加型環境情報システムを構築し、資源循環型社会の実現を目指します。

(2) 琵琶湖と流域の水質・生態系の保全

琵琶湖の流域管理分析システムの構築に取り組み、また、水質の監視・評価、水質汚濁メカニズムの解明や、生態系保全手法に関する試験研究を推進します。

(3) 環境リスクの低減

環境汚染の監視、微量化学物質に関する情報の収集・整備、化学物質による人の健康や生態系への環境リスクの低減に関する試験研究を推進します。

6 環境学習支援センター

—環境学習に取り組む人たちを応援します！—

環境問題の解決のためには、私たち一人ひとりが身近な環境に関心を持ち、環境について理解を深め、環境を守るための行動や環境にやさしいライフスタイルを主体的に実践していくことが必要です。

既に、行政や教育の分野、地域や施設の場において、様々な環境学習の取組がなされていますが、一方で幅広い分野への対応が十分でないことや、一部の人の取組にとどまり広がりにくいこと、環境学習を担う人材やフィールドなどの学習資源が十分に活用されていないなどの課題があります。

今後、地域の特性を活かした多様な環境学習の充実や広がりを図るためにには、環境学習に取り組む様々な主体への支援や各主体が連携・協力できるようコーディネートすることが必要となってきます。

こうした状況を踏まえ、県では、平成16年(2004年)3月には「滋賀県環境学習の推進に関する条例」を制定し、同年10月に条例に基づく「滋賀県環境学習基本計画」を策定し、環境学習推進の基本理念や目標および推進のための取組方向などを明らかにしました。

環境学習支援センターは、これらの条例や計画に基づき、環境学習を推進するための拠点として、平成17年6月、草津市の県立水環境科学館内に開設しました。センターでは、関係機関と連携を図りながら、様々な施策を実施し、環境学習の場づくりを担う人たちによる多様で質の高い学習機会の提供を支援しています。

開所2年目となる平成18年度は各種事業の定着と充実を図っていくほか、環境学習推進員が公民館等へ出向いて環境学習の場づくりを働きかけたり、「こどもエコクラブ」の活動と交流を市町と共に支援するなどの取組を加えて、環境学習の推進役としての役割の充実に努めています。

環境学習支援センターの主な機能

ア 環境学習を支えるネットワークづくり

県民環境学習のつどいなど環境学習に取り組む人たちの成果発表や交流の機会を提供します。

イ 環境学習に関する情報提供

環境学習の企画づくりに必要なプログラム事例、講師、施設、教材等の情報を提供します。

ウ 環境学習の企画サポート・コーディネート

環境学習推進員が環境学習の企画やプログラムづくりを支援します。

エ 環境学習の場づくりを担う人材の育成

地域において自ら環境学習を企画したり、実践したりできる人材を育成します。

オ 滋賀らしい環境学習プログラムの検討・普及など

児童の自然体験学習やエコ・スクール支援事業、淡海こどもエコクラブ活動推進事業などにより次世代育成の視点に基づく滋賀らしい環境学習の推進を図ります。



▲県民環境学習のつどいの開催